



Contents

P2 フォトギャラリー

P3 トピックス

- (1) カードローンホットラインの開設について
- (2) 多重債務者相談強化キャンペーン 2017 の実施について
- (3) 「企業会計審議会総会」の開催について
- (4) 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について
- (5) IOSCO（証券監督者国際機構）APRC（アジア太平洋地域委員会）による議長選出の公表について
- (6) 来年 1 月から「つみたて NISA」がはじまります！「ガイドブック」もできました！
- (7) 今月行われたフィンテックに係るイベントについて
- (8) 仮想通貨に関する情報の掲載について

P13 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い

P16 金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

P17 お知らせ

フォトギャラリー



9月21日 フィンテック・サミット 2017 にて挨拶する麻生大臣



9月21日 フィンテック・サミット 2017 にてアブダビ・グローバル・マーケット金融サービス規制庁
リチャード・テン CEO とフィンテック推進協力に関する書簡を交換する越智副大臣



9月21日 フィンテック・サミット 2017 にて挨拶する村井大臣政務官

トピックス

(1)カードローンホットラインの開設について

平成 29 年 9 月 1 日に、預金取扱等金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）が取り扱うカードローンに関するホットラインを開設しました。

本ホットラインは、カードローンに関する情報を幅広く把握するために、利用者等の方々からの声をお聞きする受付窓口であり、お寄せいただいた情報は、今後の検査・監督に活用させていただきます。

カードローンに関する不適切な広告・宣伝、勧誘、取立てや、銀行等がカードローンにより多額の貸付けを行った結果、返済が困難になっている事例等、カードローンに関する情報をお寄せください。

名称：「カードローンホットライン」

受付時間：平日 10 時 00 分～17 時 00 分

電話番号：0570-00-6825

(IP 電話からは 03-5251-6825)

受付内容：預金取扱等金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）のカードローンに関する情報等

なお、利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、予めご了承ください。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[各種窓口のご案内](#)」の中の「[カードローンホットライン](#)」にアクセスしてください。

(2)多重債務者相談強化キャンペーン 2017 の実施について

内閣に設けられた「多重債務者対策本部」においては、深刻な社会問題である多重債務問題を抜本的に解決するため、平成 19 年 4 月 20 日に「多重債務問題改善プログラム」を決定し、相談窓口の整備などの「借り手対策」をとりまとめました。これに基づき、全国の地方公共団体における相談体制の整備・強化が進められております。

平成 22 年 6 月の改正貸金業法完全施行後、多重債務問題は一時と比べ落ち着きをみせているところですが、多額の借入残高を有する層は現在も相当数存在し、継続的に多重債務者対策を講じていく必要があるところです。

このため、潜在的な相談者の掘り起こし及び常設の相談窓口の認知度向上等を目的として、本年 9 月 1 日～12 月 31 日までの 4 ヶ月間、「多重債務者相談強化キャンペーン 2017」を多重債務者対策本部と日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター（法テラス）との共催で、実施するものです。（なお、これまでも同様の趣旨により、平成 19 年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」（平成 19 年 12 月 10 日～16 日実施）、平成 20 年度～平成 28 年度の「多重債務者相談強化キャンペーン」（平成 20～28 年の 9 月 1 日～12 月 31 日実施）を実施しているところです。）

(3)「企業会計審議会総会」の開催について

平成 29 年 9 月 8 日に企業会計審議会総会を開催し、会計・監査をめぐる動向及び企業会計審議会の今後の運営について議論が行われました。

○会計をめぐる動向について

金融庁から、会計基準の品質向上に向けたこれまでの取組みや IFRS 任意適用企業数の推移について説明しました。また、財務会計基準機構から、国際会計人材の育成（国際会計人材ネットワークのシンポジウムの開催等）について、企業会計基準委員会（ASBJ）から、日本基準の高品質化（収益認識基準の開発等）やのれんの償却等 IFRS に関する国際的な意見発信について報告されました。その後の議論においては、個人投資家等を含む我が国全体としての会計リテラシーを向上させていくことが重要との指摘がありました。

○監査をめぐる動向について

金融庁から、平成 28 年 3 月に公表された「会計監査の在り方に関する懇談会」提言を受け、平成 29 年 3 月に「監査法人のガバナンス・コード」を策定し、同年 7 月に「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第一次報告）」を公表したことを報告しました。また、「監査報告書の透明化」について、同年 6 月に公表した関係者間での意見交換の取りまとめ内容及び諸外国の導入状況を説明しました。その後の議論においては、会計監査の透明性を向上させていくことが重要との指摘がありました。

○企業会計審議会の今後の運営について

引き続き会計部会、監査部会及び内部統制部会の 3 つの部会及び審議事項の下で審議を進めること、並びに、「監査報告書の透明化」について、今後、監査部会で審議を行うことが決定されました。また、会計部会長及び監査部会長の指名が行われました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[審議会・研究会等](#)」の中の「[企業会計審議会](#)」から企業会計審議会総会（平成 29 年 9 月 8 日開催）の「[資料](#)」及び「[議事録](#)」をご覧ください。

(4)偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について

金融庁では、偽造キャッシュカード、盗難キャッシュカード、盗難通帳及びインターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し等の被害について、各金融機関からの報告を基に、被害発生状況及び金融機関による補償状況を取りまとめ、定期的に公表しているところです。

今般、平成 29 年 6 月末までに発生した被害について犯罪類型ごとに取りまとめ、9 月 15 日に公表しました。

1. 対象期間

- 偽造キャッシュカード犯罪：平成 12 年 4 月から平成 29 年 6 月
- 盗難キャッシュカード犯罪：平成 17 年 2 月から平成 29 年 6 月
- 盗難通帳犯罪：平成 15 年 4 月から平成 29 年 6 月
- インターネット・バンキング犯罪：平成 17 年 2 月から平成 29 年 6 月

2. 被害発生件数

(単位：件)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度 (4～6 月)	対象期間 計
偽造キャッシュカード	301	382	290	60	6,610
盗難キャッシュカード	3,062	2,877	3,797	1,686	60,845
盗難通帳	101	86	55	13	3,302
インターネット ・バンキング	1,426	1,596	756	93	6,809

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融機関情報](#)」から「銀行等預金取扱機関」の中の「[偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況](#)」にアクセスして下さい。

金融庁職員や銀行員、警察官等を名乗り、言葉巧みにお客さまの口座情報を聞き出そうとする事件や、暗証番号を聞き出してキャッシュカードをだまし取ろうとする事件等が発生していますのでご注意ください。

上記のようなケースに限らず、不審に思った場合は、安易に個人情報等を伝えたりせず、最寄の警察や金融庁金融サービス利用者相談室に情報提供・ご相談をお願いします。

(5)IOSCO(証券監督者国際機構)APRC(アジア太平洋地域委員会)による議長選出の公表について

9月21日、IOSCO(証券監督者国際機構)は、アジア太平洋地域委員会(Asia-Pacific Regional Committee:APRC)において、金融庁 水口 純 審議官を議長として選出したことを公表しました。

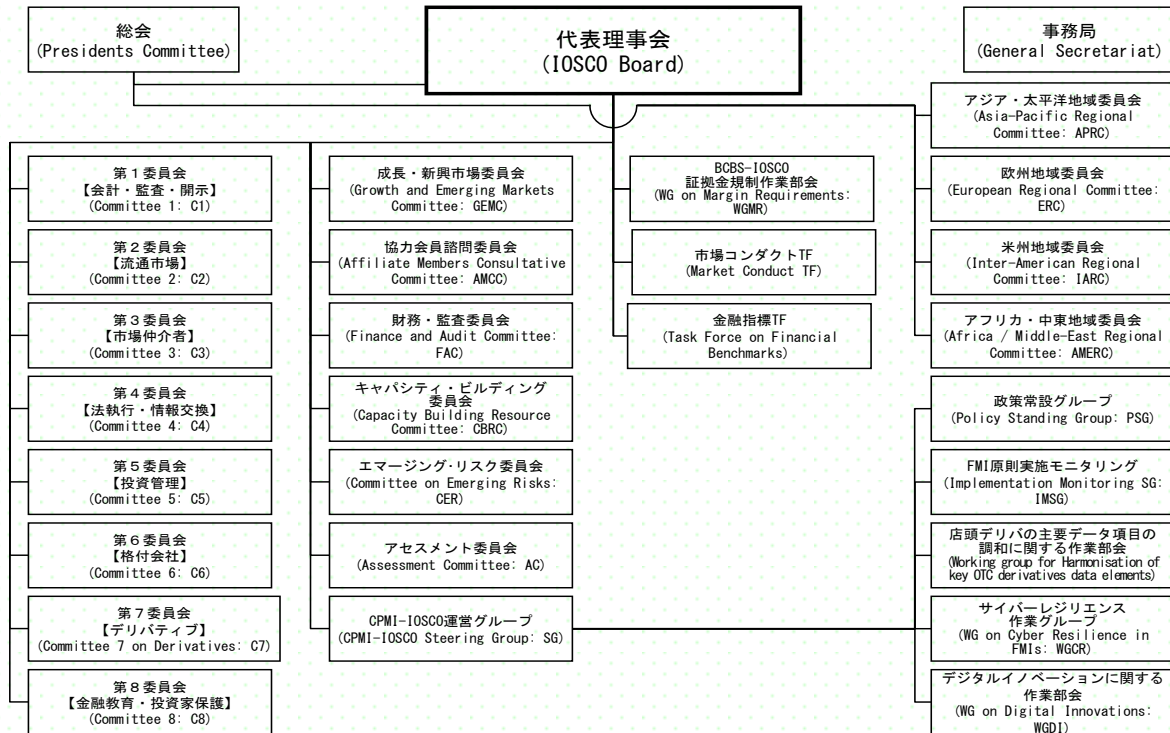
IOSCOは、200を超える国・地域における証券監督当局や証券取引所等から構成される国際的な機関です。

APRCは、IOSCO内に設立された4地域委員会のうちの1つで、資本市場における諸問題に係る情報交換や協力の促進に係る地域共通の議論を促すことを目的としています。メンバーは、アジア・オセアニア地域から22の国・地域から構成されています(他の3地域の委員会として、米州地域委員会、欧州地域委員会、アフリカ・中東地域委員会が設立されています)。

議長選出の公表に先立って、9月にコロンボ(スリランカ)で開催されましたAPRC会合では、国境を跨ぐ国際的な問題として、仮想通貨を利用した資金調達であるICOs(Initial Coin Offerings)、有害だが違法ではない行為(harmful but legal conduct)、アジア太平洋地域において共通する法執行の問題、EUの規制がアジア太平洋地域の市場に与える影響、等について議論が行われました。

証券監督者国際機構（IOSCO）組織図

（2017年10月現在）



(6) 来年1月から「つみたて NISA」がはじまります！「ガイドブック」もできました！

来年1月から、少額からの長期・積立・分散投資を後押しする制度として、「つみたて NISA」がスタートします。

「つみたて NISA」は、月々一定額を少しずつ（例えば、毎月1万円）投資するもので、年間40万円まで、20年間の非課税運用ができる制度です。対象商品も手数料が低水準であるなど、長期・積立・分散投資に適した投資信託に限定されているため、投資初心者をはじめ幅広い年代の方にとって利用しやすい仕組みとなっています。

なお、「つみたて NISA」の対象となる投資信託は、本年10月2日以降、金融庁ウェブサイトの「NISA 特設サイト」にて公表、随時更新しています。

この「つみたて NISA」のスタートを念頭に、金融庁では、NISA 推進・連絡協議会とともに、初心者向けの投資教材「つみたて NISA 早わかりガイドブック」を作成し、公表しました。

本ガイドブックは、広く利用されることを前提に作成していますので、ご自由にご活用ください。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[「つみたて NISA 早わかりガイドブック」の公表について](#)」（平成29年9月12日）にアクセスしてください。

(7) 今月行われたフィンテックに係るイベントについて

平成29年9月21日（木）、丸ビルホール（東京・丸の内）において、フィンテック（金融とテクノロジーの融合）をテーマとしたグローバル・イベント「フィンテック・サミット 2017」（金融庁主催）が開催されました。本イベントは9月19日～22日の4日間にわたり、金融庁・日本経済新聞社・Fintech 協会の共催で開催した「フィンサム・ウィーク 2017」の一環として、シンポジウムの形で開催されました。

また同日、金融庁において、「FinTech 実証実験ハブ」を設置しました。

(1) 「フィンテック・サミット 2017」について（開催レポート -共通価値の創造-）



フィンサム・ウィークの期間中は、日本、アジア、欧米等の有識者や当局者等を招聘し、オープン・イノベーション、ブロックチェーン、規制当局の役割、金融技術の新領域（銀行・保険・証券分野）、アジア地域での取組み等について議論等を行う当庁主催の本シンポジウムが行われたほか、日本経済新聞社や Fintech 協会主催による新たなビジネス展開に向けたスタートアップ企業のプレゼンテーション・コンテスト、体験型の展示スペース「フィンサム・ランド」、学生が金融ビジネスについてアイデアを競うイベント、その他各種ワークショップが開催され、イベント全体にはおよそそのべ1万人が参加しました。（本イベントの概要等については専用ウェブサイト（<http://finsum.jp/>） ご参照。）

シンポジウムの冒頭、村井大臣政務官より開会のご挨拶がありました。政務官は、金融庁が「近年のフィンテックの進展を前向きに捉え、新たな挑戦を応援していくことを宣言したい」と述べられました。また、フィンテック企業や金融機関による新たな挑戦を後押しするため、「フィンテック実証実験ハブを設置すること」を公表しました。金融庁ではこうした取組みに加え、今回のフィンテック・サミット 2017 において議論されたことから得られる様々な知見も踏まえ、今後もフィンテックを通じた共通価値の創造に向けた貢献をしてきたいという旨、お話がありました。

引き続き、パネルディスカッションにおいて活発な議論が行われました。（各セッションの概要は以下の通り。）

● セッション1：オープン・イノベーション -金融機関と FinTech の協働-

本セッションにおいてはオープン API を通じて、金融機関とフィンテック企業が現状どのように協働しているか、また各国当局がどのようにイノベーションの進展を後押ししているのか等の取組みについて議論が行われました。

英国の金融機関からは、オープン・イノベーションによる新しい技術は顧客の利便性と価値を高めることに繋がると考えられることから、銀行もフィンテック企業、研究者や当局と協働して取組みを進めることが大事であると述べ、英国の当局者からはそうしたイノベーションや技術を後押しする環境を整えるための取組み等について説明がありました。日本のフィンテック関係者及び金融機関からは、日本のフィンテックの現状、実用化に向けて進展しているフィ

ンテックのプロジェクトや API の取組みについて紹介がありました。

その後、新しいイノベーションを推進するためには、供給者側の論理ではなくユーザーに合わせたサービスの提供、消費者保護やサイバーセキュリティなど金融の安全性と健全性の確保が重要であること、イノベーションを発展させていくためには各国の文化や慣習（消費者保護の考え方や銀行の預金業務のあり方等）等について考慮することも必要である点について議論が行われました。

● セッション2：ブロックチェーン -変革への助走-

本セッションにおいてはフィンテックの中でも特にブロックチェーンに関する技術（分散台帳技術、Distributed Ledger Technology（以下、DLT））の実用化に向けた取組みや課題等について議論が行われました。

ブロックチェーン技術について研究・開発している企業や研究者からは、DLT とはツールであり、貿易金融、顧客認証、保険、決済など金融サービスの様々な分野において利便性向上の契機となりうるが、セキュリティ、プライバシー、性能、コストの面で最適なバランスを見つけることが大きな課題であり、実用化のためには時間がかかるという意見が述べられました。日本の金融機関関係者からは、民間のイノベーションに関する取組みを促進することが重要であり、既に効率的で信頼できるシステムがある場合にはそれを活かしていくことも望ましく、様々な技術の最適な組み合わせを模索することが必要であると述べました。

顧客保護に関する議論では、データ管理の責任の明確化とサイバーセキュリティの確保が重要であり、日本銀行からは金融リテラシーを高めることが必要であり、今後、DLT の技術が一定の信頼を得て実用化されるためには、一定の基準を満たすこと、即ち「標準化」が必要であるという話がありました。今後、ブロックチェーンは金融業界だけではなく広く産業を変革していく可能性を秘めており、その技術を発展させていくためには、研究者、規制当局、金融機関などの協働が必要である点が強調されました。

午後の部は、金融庁とアブダビ・グローバル・マーケット金融サービス規制庁（FSRA）によるフィンテック推進に関する協力枠組構築の発表、及び越智内閣府副大臣とリチャード・テン CEO による書簡交換式から始まりました。

本協力枠組みの構築により、両当局間の企業紹介や情報共有が容易になります。越智副大臣とテン CEO から、両当局がフィンテックによるイノベーションの促進と利用者利便の向上という共通の目標を有していることが表明され、今後一層の連携・強力を深めていくことを約束しました。

続いて、午後のセッションにおいて活発な議論が行われました。



● セッション3：規制当局の役割 -金融当局によるイノベーションの加速-

本セッションにおいては各国の金融当局がフィンテックについてどのような戦略を持ち、対応しているか等について発表及び議論が行われました。

セッションの冒頭、英国の FCA 政策担当ディレクターによるビデオメッセージにおいて、イノベーションの進展に合わせて規制もついていくことが重要であり、また企業の活動は国境を越えることから当局による国際的な協調も必要だとお話がありました。その後、他の当局から各国におけるフィンテックに関する取組みが紹介され、ASEAN 地域においてもフィンテック政策

の整合性を確保することが重要であるとの考えや、人口が増加している中東及びアフリカ地域において金融包摂を推進していくためにはフィンテックが重要な戦略となることが述べられました。

また、イノベーションと市場への信頼の両立を確保することが当局の役割であり、規制が新しく導入されることによって公平性を欠くことがないこと、即ち規制が中立的であることが重要であるとの発言がありました。その他、新しい規制緩和の枠組みの一つとして、幅広い産業分野に関わる協働的な実験の枠組み（いわゆるインダストリー・サンドボックス）を検討しているとの説明がありました。

● セッション4：金融技術の新領域

本セッションにおいては銀行業に加え、規制、保険や市場インフラが新しい IT 技術をどのように活用して新しいサービスを提供しようとしているか、そうした取組み等について議論が行われました。

フィンテック企業からは、IT 技術の活用により金融機関への規制のコストを削減し、より効率的かつ効果的な規制による対応（RegTech）が可能なサービスについて紹介がありました。金融機関からは、生体認証技術を用いたサービスの実用化、AI を用いた基幹業務システムのプラットフォーム、及びクラウド環境の連携について紹介がありました。国内の証券取引所からは、ブロックチェーン技術（分散型台帳）の金融市場インフラへの適用に関する実証実験について説明がありました。

続いて、フィンテックに取組むモチベーションに関する質問については、フィンテックは新しいビジネスに参入する機会をもたらし、フィンテック企業との協働によって新しいビジネスをより早く創造することができること、また RegTech に見られるように、情報の共有がより効率的に行えるようになることが挙げられました。今後どのようにイノベーションを促進していくかという質問には、市場インフラから関係者との協働が不可欠であることが強調されました。



● セッション5：アジアのFintech フロントティア

本セッションにおいては各国の現状とフィンテックへの取組み、フィンテックを通じた金融包摂の推進等について議論が行われました。

インドネシア当局からは、同国は 2 億 5 千万人超の人口があり、携帯電話やインターネットの普及率が高い一方で成人のおよそ 70%が銀行口座を保有しておらず、また国土も広いことから、フィンテックを通じた金融包摂の推進が国家戦略となっており、中央銀行と規制当局が協働して取組みを進めていることが説明されました。インド中央銀行はフィンテックに関する取組みとして、全国民に個人識別番号を振り、指紋と目の虹彩とともに登録する AADHAR というシステムの整備、指紋認証による送金、クレジットカード、デビットカード、またモバイル・バンキング等様々な支払方法に利用できる統一された決済インターフェース（UPI）について紹介しました。日本銀行からは、日本は銀行口座やクレジットカードの保有率は高いが、現金の使用率が高く、キャッシュレス化が進んでないことが指摘されました。これには、日本では現金を好む文化的側面があるのと同時に ATM 網が充実しており現金の利便性が高いこと、店舗側にとってはキャッシュレス化に対応するためにはコストがかかることが理由として挙げられるも

の、今後は人口が減少する中においては変化が不可避であり、当局としても顧客保護、サイバーセキュリティの確保等に留意しつつ、金融のイノベーションをサポートしていきたいと述べられました。タイ中央銀行からは、政府が経済のデジタル化を推し進めており、中央銀行の取組みとして個人識別番号や携帯番号の登録によって送金が行える PromptPay の整備、カードの利用拡大、決済システム法の施行等の取組みが紹介されました。また、大手クレジットカード会社 5 社が参加する QR コードの標準化により、スマートフォンを使って屋台やバイクタクシーへの支払を QR コードで行えるサービスが近く始まる予定であることを発表しました。

金融包摂に関する議論では、インドやインドネシアのように国土が広く、銀行の支店がない農村部ではビジネス・コレスポнденスや代理人を指名して農村部の住民が銀行取引を可能とする仕組みを設けていること等が紹介されました。新しいイノベーションが起こる中で、顧客保護を確保するためには金融教育が重要であるとの認識が示され、インドネシアでは中央銀行に専担の部署を設けて金融教育を推進していることについても紹介がありました。セッションの纏めでは、各国の金融システムはそれぞれ異なるものの、アジアの各国当局が協働していくことが非常に重要であるとの認識が共有されました。

最後に、麻生金融担当大臣より閉会のご挨拶がありました。日本には卓越した技術力があると述べられた上で、そうした技術を開発する人、それを何に使うのかを考える人たちとの間における意思疎通がきっちり出来上がることが必要であると強調されました。フィンテックの分野でも、タクシーのアプリを例に、技術力によってこうしたことも出来るのだと売り込みを行ったことによって新しいサービスが生まれて成功したことを例として挙げ、技術とその活用を一つに繋げていくことをどんどん進めてほしいと期待を述べられました。

また、金融庁も「金融処分庁」から「金融育成庁」へと変革を進めているところであり、銀行法の改正等を通じてオープン・イノベーションを促進する環境を整備する等の努力を行っていること、そしてこのフィンテック・サミットも情報を広く集めて活かしていくための場の一つとして貢献することにより、今後我が国のイノベーションが一層推進されることを期待したいと述べられて、閉会の挨拶を締め括られました。

(2) FinTech 実証実験ハブの設置について

「未来投資戦略 2017」(平成 29 年 6 月閣議決定)においては、フィンテックを活用したイノベーションに向けたチャレンジを加速させる観点から、金融庁において、フィンテックに係る実証実験を容易化するための措置を講じるとの方針が示されています。

これを踏まえ、金融庁では、フィンテック企業や金融機関等が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、9 月 21 日、「FinTech 実証実験ハブ」を設置しました。

FinTech 実証実験ハブでは、フィンテック企業や金融機関等が、実験を通じて整理したいと考えている論点(コンプライアンスや監督対応上のリスク、一般利用者に向けてサービスを提供する際に生じうる法令解釈に係る実務上の課題等)について、個々の実験毎に庁内に担当チームを組成して継続的な支援を行います。

金融庁としては、こうした取組みを含め、フィンテックを活用したイノベーションに向けたチャレンジを支援する観点から、環境整備を進めて参ります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から、「[FinTech 実証実験ハブの設置について](#)」(平成 29 年 9 月 21 日)にアクセスして下さい。

(8) 仮想通貨に関する情報の掲載について

平成 29 年 4 月 1 日から、「仮想通貨」に関する新しい制度が開始され、国内で仮想通貨と法定通貨との交換サービスを行うには、仮想通貨交換業の登録が必要となりました。

金融庁では、9 月 29 日に仮想通貨交換業者 11 社を登録し、登録した事業者を公表するとともに、仮想通貨の利用者のみなさま及び仮想通貨に関連する事業を行うみなさま向けに特設ページを新設しており、以下のような情報を掲載しております。

【利用者向けページ】

- 仮想通貨交換業者登録一覧
- 詐欺的なコイン等に関する注意喚起文
- 仮想通貨に関する相談窓口
(金融サービス利用者相談室、消費者ホットライン、警察相談専用電話)

【事業者向けページ】

- 登録申請書様式
- 登録に係る手続きの流れ

また、仮想通貨の利用者の方においては、取引を行う際は、以下の点に御注意ください。

【利用者の方への注意喚起】

- 仮想通貨は「法定通貨」ではありません。
- 仮想通貨は、価格が変動することがあります。
- 仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- 仮想通貨の取引を行う場合は事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。
- 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

(1) その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスをすることや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- ・ こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関与しないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- ・ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関与しないようにしてください。
- ・ ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



免許・許可・登録等を受けている業者一覧（金融庁ウェブサイト）

- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
- ・その信用力などが保証されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
 - ・詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！（金融庁ウェブサイト）

不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

（2）皆様からの情報提供が市場を守ります！

（イ）情報提供窓口

証券取引等監視委員会では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

（注）個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X : 03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

電話・FAXの場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区豊田 3-2-1 中央合同庁舎第7号館 FAX:03-5251-2136
 証券取引等監視委員会とは国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
 Securities and Exchange Surveillance Commission
 "for investors, with investors"

(ロ) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

直 通：03-3506-6627

電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(ハ) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

直 通：03-3581-9854

FAX：03-5251-2198

電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

金融庁ウェブサイトの中でアクセス数の多いページ

このコーナーは、平成 29 年 9 月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています（多い順）。なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- [株式会社クロニクルに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について](#)
- [審判手続状況一覧](#)
- [NISA 口座をお持ちの方へ：ご利用の金融機関にマイナンバーの告知をお願いします。9 月末までの手続きがスムーズです。](#)
- [平成 29 年度課徴金納付命令等一覧](#)
- [課徴金制度について](#)
- [つみたて NISA 関係](#)
- [課徴金関係法令・訓令](#)
- [詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)
- [金融行政方針・金融レポート](#)

お知らせ

(1)金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

平成 27 年 9 月に公表した「平成 27 事務年度 金融行政方針」に基づき、金融庁が金融行政を遂行するに当たり、金融を取り巻く内外の環境変化に遅れをとらず、先取りする態勢を構築する観点から、金融行政に対する率直な意見・提言や批判等を金融行政に継続的に反映させる仕組みを構築するため、「金融行政モニター」を 1 月 29 日に設置いたしました。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいところのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6 名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置することとし、寄せられたご意見等（匿名の場合であっても提出していただくことができます。）を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

金融行政モニター委員（敬称略）

井上 聡 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）

翁 百合 (株)日本総合研究所 副理事長

神田 秀樹 学習院大学法務研究科教授

永沢 裕美子 フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長

米山 高生 東京経済大学経営学部教授

和仁 亮裕 弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしてまいりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

(敬称略)

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)
翁 百合	(株)日本総合研究所 副理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長
米山 高生	東京経済大学経営学部教授
和仁 亮裕	弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル)

(IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3506-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

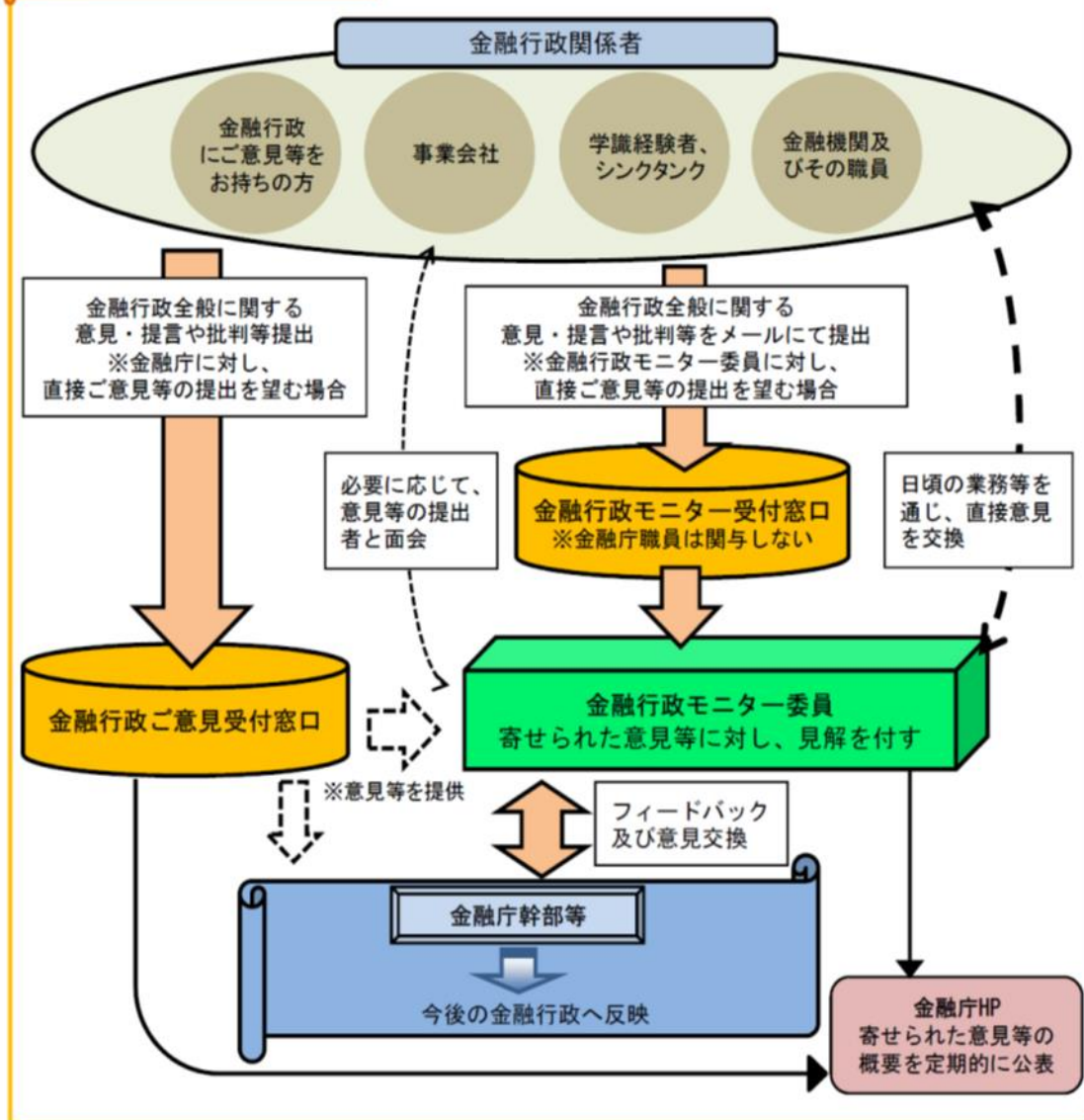
金融行政モニター



金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはありません。（いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。）
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものだけに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

金融行政モニターの流れ



お問い合わせ先 金融庁総務企画局政策課
金融サービス利用者相談室
Tel 0570-052100(ナビダイヤル)
(IP電話は、03-3501-2100)

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

(2) 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

●以下のような点について、ご質問・ご相談等はありませんか。

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
2. 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
3. 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

●各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

●ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》

平日 9 時～16 時

※お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

(3) 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



(4) 「e-Gov 電子申請システム」ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](#)」(<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>)の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「電子申請メニュー」の「申請（申請者・代理人）」から「[e-Gov 電子申請手続検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

○ 「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも 24 時間手続きができます。
- (注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。
- (注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要のあるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは「[e-Gov 電子申請システムご利用ガイド](#)」をご確認ください。

(5)メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報

が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
調達情報	「調達情報メール配信サービス」	—

